平成２５年（フ）第９３号
青森県八戸市大字市川町字下大谷地32番地12
破産者　筑田さかゑ
1　決定年月日　平成26年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２５年（フ）第３１６号
川崎市宮前区菅生１丁目７番29号　ハイツリバーサイド101、申立時の住所川崎市宮前区菅生５丁目９番19号
破産者　西村　浩子
1　決定年月日　平成26年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第１６号
富山県小矢部市後谷576番地
破産者　中川鉄工所こと　中川　　隆
1　決定年月日　平成26年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２５年（フ）第１４５号
富山県高岡市熊野町４番21号
破産者　山川美智子
1　決定年月日　平成26年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２５年（フ）第１８０号
長野市中御所５丁目５番24―２号、破産手続開始決定時の住所長野市若里１丁目32番８号　Ｂ－２
破産者　下山　泰嗣
1　決定年月日　平成26年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第４４９号
愛知県一宮市古見町11番地１　ハーベストⅠ203
破産者　寺島　常高
1　決定年月日　平成26年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１４２０号
名古屋市中川区法華西町45番地　ジュネスマルコーⅢ101号
破産者　瀬谷　知弥
1　決定年月日　平成26年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１５４４号
名古屋市中村区中島町３丁目41番地
破産者　三笠喜美江
1　決定年月日　平成26年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第４１号
京都府福知山市字長田2095番地の41
破産者　小畑　恒雄
1　決定年月日　平成26年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２５年（フ）第７４２号
大阪府摂津市千里丘東５丁目14番６―402号グランドピア木内、前住所大阪府松原市天美西４丁目１番８号
破産者　ディスクデベロップこと　上垣巳喜雄
1　決定年月日　平成26年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第５６号
兵庫県宝塚市川面６丁目６番13号　くるみハイツ103､前住所兵庫県宝塚市桜ガ丘15番18―313号
破産者　新名　一樹
1　決定年月日　平成26年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２５年（フ）第５８号
佐賀県佐賀市高木瀬東５丁目21番15号
破産者　城南電設こと　西村　祐典
1　決定年月日　平成26年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第６４号
佐賀県佐賀市赤松町12番27号、申立時の住所佐賀県佐賀市水ヶ江１丁目２番14号
破産者　野田青果こと　野田　定男
1　決定年月日　平成26年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１４８号
佐賀県佐賀市川副町大字南里532番地４
破産者　プロショップドームこと　久米　　正
1　決定年月日　平成26年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第４２号
岩手県北上市本通り２丁目３番44号、前住所北海道札幌市東区北二十一条東３丁目１番32号
破産者　阿部　好晴
1　決定年月日　平成26年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２５年（フ）第３４号
山形県新庄市五日町1258番地の22　イトーピア205号室、前住所山形県最上郡鮭川村大字中渡1198番地
破産者　林　　広行
1　決定年月日　平成26年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所新庄支部

平成２５年（フ）第２３７号
茨城県水戸市渡里町2524番地の７
破産者　青山　勝己
1　決定年月日　平成26年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第１号
茨城県北相馬郡利根町大字押戸10667番地、前住所茨城県龍ケ崎市松ケ丘２丁目20番地18
破産者　寺田　香代（旧姓瀬尾）
1　決定年月日　平成26年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２５年（フ）第８６号
石川県加賀市南郷町レ107番地１
破産者　河田　美枝
1　決定年月日　平成26年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所小松支部